

別表（第2条関係）

1 役職に係る功勞

表彰区分	基準となる職	在任期間
地方自治功勞	1 市長 2 市議会議員 3 副市長、水道事業管理者、教育長並びに地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員及び委員	なし 10年以上 12年以上
コミュニティ功勞	1 地域社会の健全な発展に寄与し、市の区域（以下「市域」という。）又は区の区域（以下「区域」という。）を統括する団体の長 2 地域社会の健全な発展に寄与する連合団体（市域において活動する団体の複数をもちて構成される団体で、第1項の団体を除いたもの。以下同じ。）の役員（当該連合団体の長を経験した者に限る。以下「連合団体役員」という。） 3 前2項に掲げる者以外の者であつて地域社会の健全な発展に寄与し、市長が特に必要と認めるもの	なし 18年以上
保健・福祉功勞	1 社会福祉の増進又は保健衛生の向上に寄与し、市域又は区域を統括する団体の長 2 社会福祉の増進又は保健衛生の向上に寄与する連合団体役員 3 前2項に掲げる者以外の者であ	なし 18年以上

	<p>って社会福祉の増進又は保健衛生の向上に尽力し、市長が特に必要と認めるもの</p>	
環境・経済功労	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境保全又は経済産業の振興に寄与し、市域又は区域を統括する団体の長 2 環境保全又は経済産業の振興に寄与する連合団体役員 3 前2項に掲げる者以外の者であって環境保全又は経済産業の振興に尽力し、市長が特に必要と認めるもの 	<p>なし</p> <p>18年以上</p>
消防・防災功労	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防又は防災の向上に寄与し、市域又は区域を統括する団体の長 2 消防又は防災の向上に寄与する連合団体役員 3 前2項に掲げる者以外の者であって消防又は防災の向上に尽力し、市長が特に必要と認めるもの 	<p>なし</p> <p>18年以上</p>
教育・文化・スポーツ功労	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育、文化又はスポーツの振興に寄与し、市域又は区域を統括する団体の長 2 教育、文化又はスポーツの振興に寄与する連合団体役員 3 前2項に掲げる者以外の者であって教育、文化又はスポーツの振興に尽力し、市長が特に必要と認めるもの 	<p>なし</p> <p>18年以上</p>

2 寄附に係る功勞

表彰区分	表彰対象	表彰の基準となる金額
寄附功勞	1 私財を公益のために市に寄附したもの 2 長期間又は継続的に私財を公益のために市に寄附したもの	個人にあつては300万円以上、団体又は法人にあつては500万円以上寄附したもの